

令和8年度ものづくり等人材育成事業委託業務 仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度ものづくり等人材育成事業委託業務

2. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月5日まで

3 委託事業の目的

本委託事業は、将来のものづくり産業を担う小学生、中学生、高校生に対し、技能に対する関心や興味を育み、将来の進路選択の一助とすることを目的とする。

また、職業系高校の生徒が熟練技能士等から直接指導を受けることで、技術・技能の素晴らしさを実感し、職業に関する適性の早期発見、就業への動機付け等を促し、進路意識の向上に貢献することを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 小学生を対象とした「ものづくり体験教室」の実施

小学生やその保護者等を対象に、ものづくりの楽しさや技能者の「技」の素晴らしさを体感できる「ものづくり体験教室」を実施する。

① 実施内容

ものづくりの楽しさだけでなく、技能者が活躍する職業や技能の魅力への理解が深まるよう、技能者が通常従事している仕事の内容、身につけた技能と仕事との関わり、また技術・技能の高さ等を伝える体験イベントを実施する。

(ア) 実施場所の選定

県内各地の商業施設等賑わいが創出される場所、イベント会場又は学校等から5ヵ所以上を選定し、実施すること。

(イ) 実施職種の選定

過去の同様の体験教室等での実績や小学校等の要望、開催予定施設の設備の状況、指導者の配置等を踏まえ、選定すること。

(ウ) 指導者の確保

優れた技能や技能を活かした仕事への理解が深まるよう、高い技能を有する者から選定し、確保すること。

(エ) 参加者の募集

各小学校へ案内や、実施の打診を行い、ホームページなどで広く周知することにより行うこと。

(オ) デジタル素材の活用

技能の魅力や仕事の内容、技術・技能の高さ等を伝えるために、デジタル素材を活用すること。なお、新たにコンテンツの作成を求めるものではない。

② 実施運営

(ア) 会場設営・撤去

会場設営等については、施設管理者と十分調整のうえ、作業のしやすさや、安全に配慮しながら行うものとする。

(イ) 会場運営

必要な人員を配置し、参加者の受付、誘導、安全管理等、運営全般を行うこと。

(2) 中学生を対象とした「職業体験事業」の実施

中学生が技能者の仕事に触れ、技能者が働く事業所やそこで必要とされる技能に対する理解を深めることで、将来の進路選択の一助となるよう、「職業体験事業」を実施する。

① 実施内容

中学校の授業時間等を利用して、職場での働きがいや技能者の魅力等について伝える事業を1回以上実施する。

(ア) 実施場所及び内容の決定

事業目的に沿った指導ができる技能者等が職業講話・実演・体験等を実施することができる会場又は学校等を選定し、実施内容を決定すること。

(イ) 参加校の募集

各中学校へ案内や、実施の打診を行い、ホームページなどで広く周知することにより行うこと。

(ウ) 実施先との各種調整業務

実施先での円滑な運営のため各種調整業務を行うこと。

② 実施運営

事業実施にあたっては必要な人員を配置し、安全管理等に十分配慮すること。

(3) 高校生を対象とした「高校生技能実践事業」の実施

高校生が技能者の持つ高い技能に触れ、将来就業を目標とする仕事の分野に関する理解・知識を高めることで、当該分野に対する興味をより深められるよう、「高校生技能実践事業」を実施する。

① 実施内容

高校の授業時間等を利用して、仕事の働きがいや技能の魅力等について伝える事業を1回以上実施する。

(ア) 実施場所及び内容の決定

事業目的に沿った指導が可能であり、かつ高校生が在学中には取得することが困難な技能士資格を保有する技能者が、職業講話・実演・体験等を実施することができる学校を選定し、実施内容を決定すること。

(イ) 参加校の募集

各高等学校へ案内や、実施の打診を行い、ホームページなどで広く周知することにより、参加校を募集すること。

(ウ) 実施校との各種調整業務

実施校と、事業の円滑な運営のため各種調整業務を行うこと。

② 実施運営

事業実施にあたっては必要な人員を配置し、安全管理等に十分配慮すること。

(4) 職業系高校の2級・3級技能検定の受検を希望する生徒に対し、実技指導のため技能士等を派遣することにより、受検の促進と生徒の得点力、技術力の向上を図る「高等学校2級・3級技能士育成事業」を実施する。

① 実施内容

職業系高校の授業時間を利用して、2級・3級技能検定の受検を希望する生徒に対し、高度な技能を有し、実技指導が行うことが出来る技能士等が、1職種(作業)につき2回程度(必要に応じ変更可)の指導を行う。

(ア) 実施場所及び内容の決定

事業目的に沿った指導を実施するために受け入れが可能な学校を選定

し、実施職種、内容を決定すること。

(イ) 参加校の募集

各高等学校へ案内や、実施の打診を行い、ホームページなどで広く周知することにより、参加校を募集すること。

(ウ) 実施校との各種調整業務

実施校と、事業の円滑な運営のため各種調整業務を行うこと。

② 実施運営

事業実施にあたっては必要な人員を配置し、安全管理等に十分配慮すること。

(5) 技能士の認知向上及び技能士の社会的、経済的地位の向上に資するための広報活動として、「大分県技能士ステッカー」（以下「ステッカー」という）交付事業を実施する。

① 実施内容

県が作成するステッカーの交付を希望する申請者に対し交付する。

② 実施運営

ステッカーの交付については、県が制定する大分県「技能士ステッカー」交付制度実施要綱に基づき実施する。実施にあたってはステッカーの在庫管理について十分注意すること。

(6) アンケートの実施及び報告書の作成

参加者（ものづくり体験教室については参加児童及び保護者等、職場体験事業、高校生技能実践事業及び高校生2級・3級技能士育成事業については参加生徒）に対し、アンケートを実施するとともに、回収したアンケートの集計を行うこと。

なお、アンケート様式については、事前に県と協議のうえ作成すること。

また、委託業務完了後、事業の実施状況、アンケート結果等の分析等をふまえ、委託業務の成果をまとめた報告書を作成すること。

(7) その他留意事項

- ・事業の目的に沿ったものになるよう、適宜工夫すること。
- ・事故等が発生した場合は、速やかに県に報告するものとする。
- ・体調不良者の参加防止などの対策を講ずるとともに、保険、救急対応等安全確保のための対策を講ずること。

5 実績報告

令和8年度「ものづくり等人材育成事業」委託業務実績報告書（紙媒体・電子媒体各1部）

6 その他

連絡調整は受託者が行い、仕様書にない場合は、大分県商工観光労働部産業人材政策課と協議のうえ決定する。